「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

介護老人福祉施設　栃の実荘

当施設は介護保険の指定を受けています。
（栃木県指定 第 0972500375 号）

当施設はご利用者又は契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人 1
２．ご利用施設 2
３．居室の概要 2
４．職員の配置状況 3
５．当施設が提供するサービスと利用料金 5
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について） 11
７．残置物引取人 12
８．事故対応について 14
９．身体拘束について 14
１０．虐待防止について 14
１１．非常災害について 14
１２．感染症対策について 14
１３．福祉サービス第三者評価 14
１４．苦情の受付について 14

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　邦友会
（２）法人所在地　　栃木県大田原市北金丸 2600 番地 7
（３）電話番号　　0287-20-5100
（４）代表者氏名　　理事長　　高木 邦格
（５）設立年月　　平成５年９月１７日

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　指定介護老人福祉施設・平成１２年２月１日指定
栃木県０９７２５００３７５号

（２）施設の目的　　要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供する。

（３）施設の名称　　特別養護老人ホーム 栃の実荘

（４）施設の所在地　栃木県那須塩原市井口５３３－２０

（５）電話番号　　0287-37-1160

（６）施設長（管理者）　氏名　　石橋　隆通

（７）当施設の運営方針　　基本的人権と基本的理念に基づいた「全人的受容」「自己決定」「秘密保持」の三つの処遇理念を踏まえて、施設利用者が明るく生きがいのある生活を送るよう生活援助に努めます。

（８）開設年月　　平成６年７月１日

（９）入所定員　　１０２人

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として４人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者又はご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	６室	１Ｆに４室　２Ｆに２室
４人部屋	２４室	１Ｆに４室　２Ｆに２０室
合　　計	３０室	
食堂	５室	１Ｆに１室　２Ｆに４室
機能訓練室	５室(兼食堂)	
浴室	３室	1Fに１室/2Fに２室（各室に機械浴・特浴・一般浴）
医務室・静養室	１室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者又はご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者又はご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者又はご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

４人部屋には、共用の洗面所がございます。

４人部屋・個室には、近くに共用のトイレがございます。

（2）利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

自動販売機	公衆電話

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者又はご利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

4．職員の配置状況

当施設では、ご契約者又はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常勤換算	指定基準
1．施設長（管理者）	1名	1名
2．介護職員(特養兼務)	37名以上	37名
3．生活相談員(特養兼務)	2名以上	2名
4．看護職員(特養兼務)	4名以上	4名
5．機能訓練指導員(特養兼務)	2名	1名
6．介護支援専門員(特養兼務)	2名	2名
7．医師(非常勤)		必要数
8．栄養士(特養兼務)	1以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
1．医師	毎週月曜日　14：00～15：00 隔週金曜日　10：00～11：00
2．介護職員	標準的な時間帯 早番：　7：00～16：00 日勤：　9：00～18：00 遅番：10：00～19：00 夜間：16：45～　9：15
3．看護職員	標準的な時間帯 早番：　7：00～16：00 日勤：　9：00～18：00 遅番：10：00～19：00
4．機能訓練指導員	原則毎週月～金曜日　8：30～17：30

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者又はご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（１）（２）利用料金が介護保険から給付される場合
（３）利用料金の全額をご契約者又はご利用者に負担いただく場合があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

＜施設サービスの概要と利用料＞（※料金については、別紙１料金表を参照）

①食事

・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。また、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食を提供します。

・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。但し、利用者の希望により居室等にて自由な場所での食事も可能です。

（食事時間）

朝食：８：00～９：00　昼食：12：00～13：00　夕食：18：00～19：00

上記以外でも利用者の希望により自由な時間に選択することも可能です。

②入浴

・入浴又は清拭を週２回行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第６条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

【介護保険負担割合証　１割の方】

① ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	589円	659円	732円	802円	871円
② 日常生活継続支援加算	36円	36円	36円	36円	36円
③ 夜間職員配置加算	13円	13円	13円	13円	13円
④ 看護体制加算（Ⅰ）	4円	4円	4円	4円	4円
⑤ 看護体制加算（Ⅱ）	8円	8円	8円	8円	8円
⑥ 個別機能訓練体制加算Ⅰ	12円	12円	12円	12円	12円
⑦ 精神科医療養指導加算	5円	5円	5円	5円	5円
うち、介護保険から給付される金額	6,003円	6,633円	7,290円	7,920円	8,541円
サービス利用に係る自己負担額（①～⑦）	667円	737円	810円	880円	949円
⑧ 介護職員処遇改善加算	基本サービス費に各種加算を加えた１月当たりの総単位数に17.6％を乗じた金額を加算する。				

【介護保険負担割合証　２割の方】

①介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	589円	659円	732円	802円	871円
② 日常生活継続支援加算	36円	36円	36円	36円	36円
③ 夜間職員配置加算	13円	13円	13円	13円	13円
④ 看護体制加算（Ⅰ）	4円	4円	4円	4円	4円
⑤ 看護体制加算（Ⅱ）	8円	8円	8円	8円	8円
⑥ 個別機能訓練体制加算Ⅰ	12円	12円	12円	12円	12円
⑦ 精神科医療養指導加算	5円	5円	5円	5円	5円

うち、介護保険から給付される金額	5,336円	5,896円	6,480円	7,040円	7,592円
サービス利用に係る自己負担額（①～⑦）	1,334円	1,474円	1,620円	1,760円	1,898円
⑧ 介護職員処遇改善加算	基本サービス費に各種加算を加えた1月当たりの総単位数に17.6％を乗じた金額を加算する。				

【介護保険負担割合証　3割の方】

① ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	589円	659円	732円	802円	871円
② 日常生活継続支援加算	36円	36円	36円	36円	36円
③ 夜間職員配置加算	13円	13円	13円	13円	13円
④ 看護体制加算（Ⅰ）	4円	4円	4円	4円	4円
⑤ 看護体制加算（Ⅱ）	8円	8円	8円	8円	8円
⑥ 個別機能訓練体制加算Ⅰ	12円	12円	12円	12円	12円
⑦ 精神科医療養指導加算	5円	5円	5円	5円	5円
うち、介護保険から給付される金額	4,669円	5,159円	5,670円	6,160円	6,643円
サービス利用に係る自己負担額（①～⑦）	2,001円	2,211円	2,430円	2,640円	2,847円
⑧ 介護職員処遇改善加算	基本サービス費に各種加算を加えた1月当たりの総単位数に17.6％を乗じた金額を加算する。				

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者又はご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者又はご利用者の負担額を変更します。

（２）　その他介護給付サービス加算

	加算	加算条件
①	初期加算 30円（1日当たり）	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院ご再び入所した場合、30日間加算する。
②	入院・外泊時加算 246円 （1日当たり）	利用者が入院及び外泊場合6日を限度として加算。（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。） ※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第

		１～３段階の方は、６日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、７日目からは別途料金が発生します。
③	経口移行加算 28 円 （1 日当たり）	経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（１８０日を限度）
④	療養食加算 6 円（1 食当たり）	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算する。
⑤	口腔衛生管理加算 ９０円 （1 月当たり）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月２回以上行った場合に算定する。
⑥	看取り介護加算 死亡日以前 45 日以上 31 日以下 72 円（1 日当たり） 死亡日以前 4 日以上 30 日以下：144 円（1 日当たり） 死亡日前日及び前々日：680 円（1 日当たり） 死亡日：1,280 円（1 日当たり）	看取りの指針に基づき看取り介護を行った場合に加算する。
⑦	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）４０円 （1 月当たり）	入所者ごとの ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する場合加算する。
⑧	排せつ支援加算（Ⅰ） １０円 （1 月当たり）	排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに少なくとも 6 月に一回評価を行いその評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用し、それに基づいた支援計画書を医師・看護師・介護支援専門員等が共同して作成し支援を継続して実施し、少なくとも 3 月に一度支援計画を見直していると加算する。
⑨	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） ３円 （1 月当たり）	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時等に評価するとともに少なくとも 3 月に一回評価を行いその評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理に当たって当該情報を活用し、それに基づいた支援計画書を医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成し支援を継続して実施し、計画に従い褥瘡管理を実施・内容を及び入所者ごとの状態について定期的に記録するとともに少なくとも 3 月に一度褥瘡ケア計画を見直していると加算する。
⑩	福祉施設 ADL 維持等加算（Ⅰ） ３０円 （1 月当たり）	入所者総数が 10 人以上の施設で、全員について利用開始月と当該月の翌月から起算して 6 月目において Barthel Index を適切に評価できるものが ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出した上で、利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL

		値から利用開始月に測定した月を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況などに応じた値を加えて得た寝（調整済み ADL 利得）について、全利用者から ADL 利得上位及び下位一割を除いた者の調整済み ADL 利得を平均した値が 1 以上である場合加算する。
⑪	安全対策体制加算 20 円 （開始月のみ）	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合加算する。
⑫	自立支援促進加算３００円 （1 月あたり）	医師が入所者ごとに自立支援に必要な医学的評価を入所時に行うとともに少なくとも六月に 1 回医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること、また医学的評価の結果特に自立支援のための対応が必要とされた者ごとに医師・看護師・介護職員・介護支援専門員・その他の職員の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施していること、また少なくとも三月に一回入所者ごとに支援計画を見直していること、また医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合加算される。
⑬	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10 円 （1 月あたり）	協力医療機関との間で一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症発生時には連携し適切な連携を取ること、また医療機関もしくは地域の医師会が定期的に行っている院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加している場合加算される。
⑭	協力医療機関連携加算 令和 7 年 3 月 31 日まで 100 円（1 月あたり） 令和 7 年 4 月 1 日より 50 円（1 月あたり）	協力医療機関が、入所者等の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制であり、高齢者施設から診療の求めがある場合は診療を行う体制を常時確保していること、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合加算される。
⑮	生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 円 （1 月あたり）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催やガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること、1 年以内毎に 1 回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行う場合加算される。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者又はご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載

された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。

② **居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））**

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、利用者の方には光熱水費相当額、室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（１日当たり）のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第１～３段階の方は、6 日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、７日目からは別途料金が発生します。

③ **特別な食事（酒を含みます。）**

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④ **理髪 ［理髪サービス］**

月に１回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：１回あたり５００円

⑤ **貴重品の管理**

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

〇管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

〇お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

〇保管管理者：施設長　　石橋　隆通

〇出納方法：　手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成しその写しをご契約者へ交付します。

〇 利用料金：１か月当たり　１，５００円

⑥ **レクリエーション、クラブ活動**

ご利用者又はご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

・クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑦ **複写物の交付**

ご契約者又はご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

白黒コピー　　１枚につき　１０円

カラーコピー　１枚につき　５０円

⑧　日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者又はご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

日常生活品　　実費

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨　死後処置料

施設内でお亡くなりになり、処置などを行った場合に費用をご負担いただきます。

浴衣を施設提供の場合　　１１，０００円

浴衣を持参して頂ける場合　　７，７００円

⑩　契約書第 20 条に定める所定の料金

ご契約者又はご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
料　　金	6,670 円	7,370 円	8,100 円	8,800 円	9,490 円

☆ご契約者又はご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合　6, 340 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（１）、（２）、（３）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
　　足利銀行　大田原支店　普通預金２８９３８０６
ウ．金融機関口座からの自動引き落とし
　ご利用できる金融機関：足利銀行

（５）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者又はご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①　協力医療機関

医療機関の名称	国際医療福祉大学病院　那須医療センター
所在地	栃木県那須塩原市井口５３７－３
診療科	内科 アレルギー科　脳神経外科　外科 整形外科 形成外科 皮膚科 放射線科　泌尿器科　麻酔科　眼科　耳鼻咽喉科 産婦人科　小児科 リハビリテーション科　こころのケアー科　歯科口腔外科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	国際医療福祉大学病院　那須医療センター
所在地	栃木県那須塩原市井口５３７－３

6．施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第 14 条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者又はご利用者に退所していただくことになります。

① 要介護認定によりご契約者又はご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者又はご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご利用者又はご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者又はご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、又はご利用者ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し,施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご利用者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご契約者又はご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者又はご利用者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延

し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご契約者又はご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

● **利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
1日あたり　２４６円

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。但し、居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者又はご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者又はご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7．残置物引取人（契約書第21条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。
ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。
当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又はご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8．事故対応について

1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

9．身体拘束について

身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

1 原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びご家族様へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

2 身体拘束などの適正化を図るための指針を整備し、委員会の定期的開催、職員研修を定期的に実施しています

１０．虐待防止について

虐待防止を図るための指針を整備し、委員会の開催、職員研修を定期的に実施していきます。また、入所者等から苦情の解決体制の整備等、虐待防止のための措置を講じます

１１．非常災害対策について

非常災害時には、「消防計画」に沿って各種訓練（避難誘導・通報・消火）を年２回以上行います。
又、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に訓練や研修を実施します。

１２．感染症対策について

感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止対策の為、以下の対策を講じます。

1 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止対策の為の指針及びマニュアルを整備し、委員会の開催、職員研修、訓練を定期的に実施していきます。

2 感染症対策として、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

１３．福祉サービス第三者評価

実施の有無	無	実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する

１４．苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）　　○第三者委員

［職名］　施設長　石橋　隆通　　本澤　節子（0287-22-5480）

○受付時間　毎週月曜日～金曜日　　櫻岡　賢治（0287-23-1130）

８：３０～１７：００

また、苦情受付ボックスを事務室前に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市役所本庁舎 保健福祉部高齢福祉課	所在地　栃木県那須塩原市共墾社１０８－２ 電話番号　０２８７－６２－７１３７ ＦＡＸ　０２８７－６３－８９１１ 受付時間　８：３０～１７：１５
大田原市役所本庁舎 保健福祉部高齢いきがい課	所在地　栃木県大田原市本町１－４－１ 電話番号　０２８７－２３－８７４０ ＦＡＸ　０２８７－２３－４５２１ 受付時間　８：３０～１７：１５
栃木県国民健康保険団体連合会	所在地　栃木県宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル６Ｆ 電話番号　０２８－６４３－２２２０ ＦＡＸ　０２８－６４３－５４１１ 受付時間　９：００～１６：００

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上２階
（２）建物の延べ床面積　6,100㎡
（３）併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。
[短期入所生活介護]平成１２年１月１７日指定　栃木県 0972500326 号　　定員１０名
[介護予防短期入所生活介護]平成１８年４月１日指定
[通所介護]　　平成１２年１月１７日指定　栃木県 0972500318 号　　定員３５名
[介護予防通所介護]平成１８年４月１日指定
[訪問介護]　　平成１１年１０月１日指定　栃木県 0972500144 号
[身体障害者居宅介護等]平成１５年４月１日指定　栃木県 0900100185116 号
[介護予防訪問介護]平成１８年４月１日指定
[居宅介護支援事業]平成１１年１０月１日指定　栃木県 0972500136 号
[介護予防支援事業]平成１８年４月１日指定
[地域包括支援センター]平成１８年４月１日指定　栃木県 0901300061 号
（４）施設の周辺環境
隣接施設に、認定こども園、介護老人保健施設・病院あり。

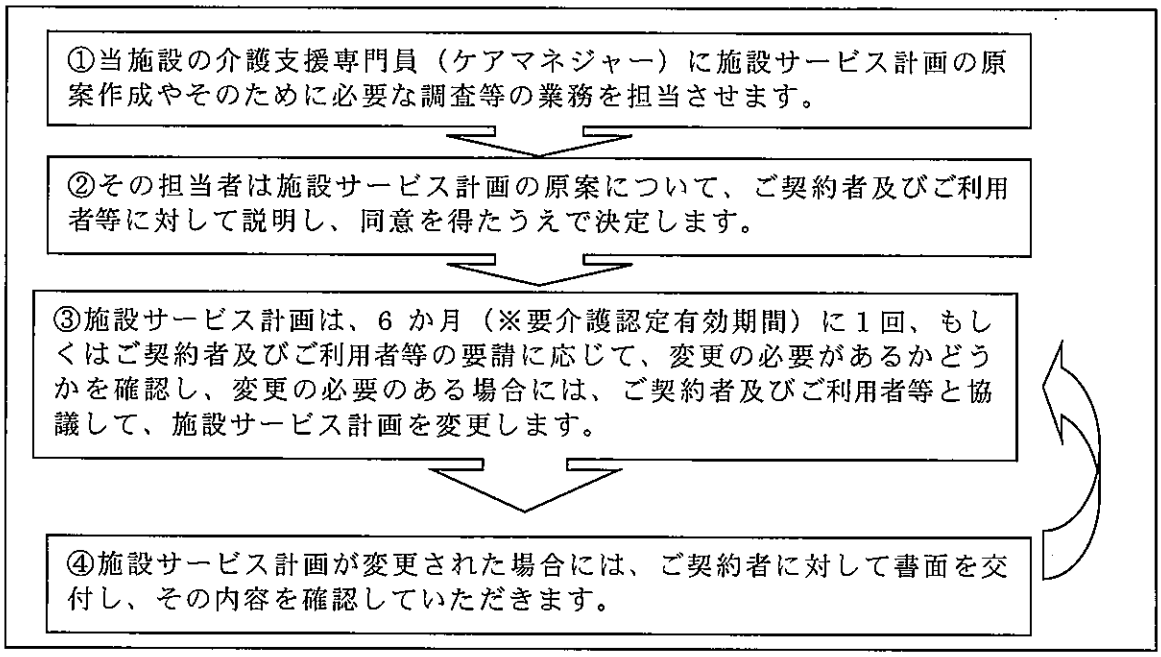
２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉
介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
２名の生活指導員を配置しています。
看護職員…　主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
４名の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。
２名の機能訓練指導員を配置しています。
介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
２名の介護支援専門員を配置しています。
医　師……　　ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
２名の医師を配置しています。（非常勤）

3．契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第 2 条参照）

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4．サービス提供における事業者の義務（契約書第 8 条、第 9 条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご利用者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者又はご契約者から聴取、確認します。

③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご利用者又はご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

社会通念上必要と思われるもの

（２）面会

面会時間　８：３０～２１：００

※　来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

（３）外出・外泊（契約書第 22 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月６日間とさせていただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書　５（３）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

６．損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　栃の実荘
説明者職名　　生活相談員　　氏　名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

住所

氏　名　　印

この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第４条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。一部変更になることがありますので、ご了承ください。